

荒川区公共施設等総合管理計画

〔追補版〕

公共施設等総合管理計画「追補版」について

区では、老朽化した公共施設等の適切な管理・運営方法等を更に充実させるため、区が保有する全ての公共施設・インフラを対象とした総合的なマネジメント計画として、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。

この度、総務省からの通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付総財務第152号）に基づいて記載が必要な項目について、下記のとおり追加します。

なお、現在施設の中でも規模・影響の大きい本庁舎の建替え及び関連施設の更新に係る検討を行っているところであり、これら施設の方針決定後、現行計画の計画期間が終了する令和8年度末を目途に改めて公共施設等総合管理計画の改訂を行うものとします。

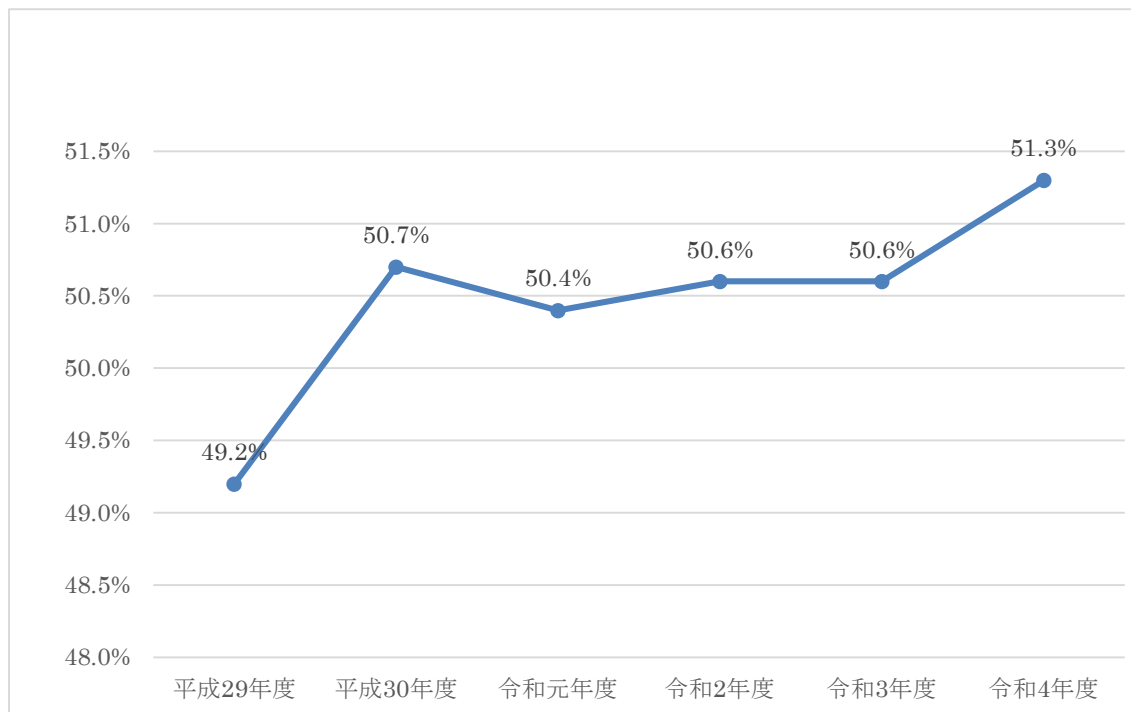
1 公共施設等の有形固定資産原価償却率の推移

算出方法：有形固定資産の減価償却累計額÷償却対象の有形固定資産取得価格

この指標は、公共施設がどれくらい老朽化しているかを示しており、有形固定原価償却率が高いほど老朽化が進んでいることを意味しております。

区が管理する公共施設等の有形固定資産原価償却率は表のとおり推移しています。

表 有形固定資産原価償却率の推移



2 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費に充当可能な基金等の財源の見込み等

公共施設等の整備など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、後年度負担に配慮しつつ起債も活用していきます。公共施設の建設、改修または改築に要する資金に充てるための公共施設等整備基金は、令和4年度末時点で61億円(表1)、小中学校の建設、改修または改築に要する資金に充てるための義務教育施設整備基金は、令和4年度末時点で117億円(表2)となっています。

区では、令和6年2月に荒川区新庁舎整備基本方針を策定し、新庁舎の整備に向けた取組を進めています。新庁舎の整備に向けて、令和5年度から庁舎整備基金として毎年12億5千万円の積立を開始しています。

表1 公共施設等整備基金 残高の推移

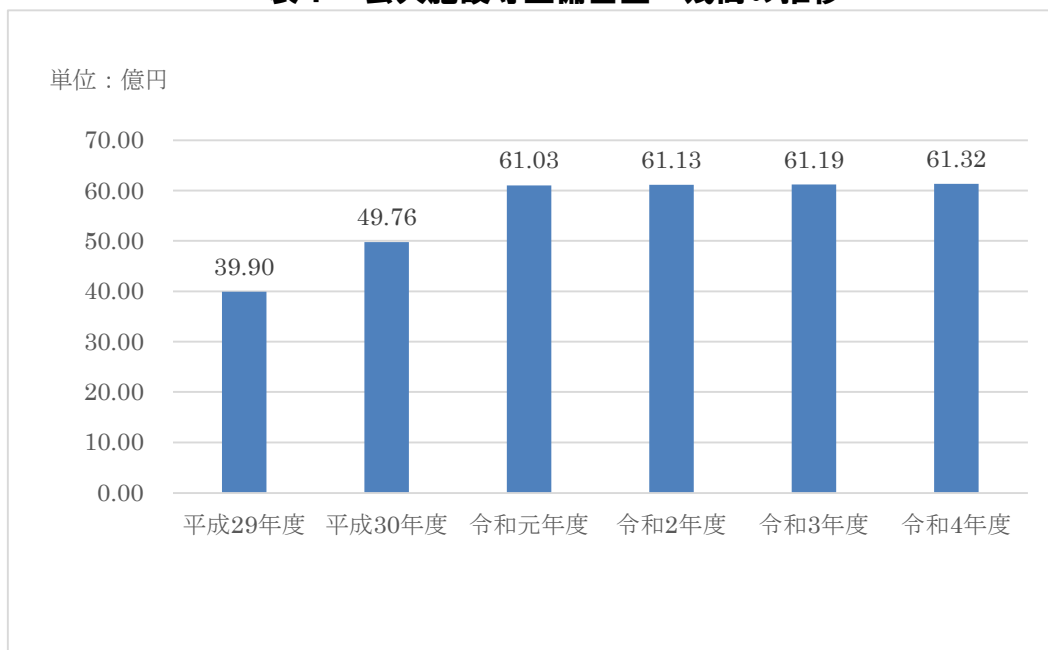
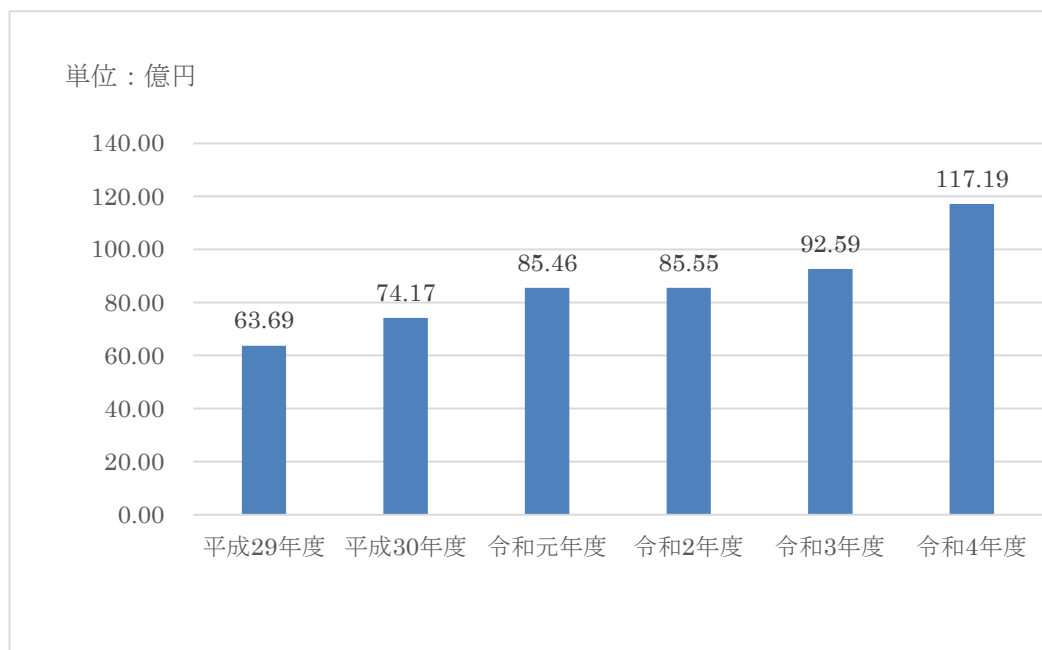


表2 義務教育施設整備基金 残高の推移



3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) ユニバーサルデザインの推進

区では、人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」を基本理念として定めたバリアフリー基本構想に基づいて、ソフト・ハード両面から5つの基本方針を定めて、バリアフリーを推進しています。

【5つの基本方針】

「心のバリアフリーの推進」

「ユニバーサルデザインによる対応」

「多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進」

「区の特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進」

「区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組」

公共施設の整備等においては、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーが求められており、誰もが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、等の充実に努めています。

また、荒川区公共サインガイドラインを策定し、統一された基準（コンセプト）に基づいた整備を行うための基本方針を定め、公共サイン整備の現場においてユニバーサルデザインの視点を取り入れたデザインや景観に配慮した整備を進めています。

(2) 脱炭素化の推進

区は、令和3年6月に、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

令和5年度には、「荒川区地球温暖化対策推進条例」を制定し、地球温暖化対策に関して、区民・事業者・区の責務を明らかにするとともに、基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的・計画的かつ効果的に推進し、脱炭素社会の実現を図ることとしています。

荒川区役所が区内における大規模事業者の責務として、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷の軽減に取り組むための計画である「荒川区役所エコアクティブプラン」においては、令和12年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を基準年度（平成25年度）比：53.0%削減としています。

そのため、区においては、公共施設の改修等に合わせて照明のLED化や効率的な空調管理を行うとともに、新たに施設を整備する際には、環境負荷の軽減に資する機器・製品を積極的に導入しています。また、設備の導入・更新時には高効率機器を積極的に導入するなど省エネルギーを推進しているほか、太陽光発電システムなど再生可能エネルギーを用いた設備の導入等を進めています。